

令和2年度 運転資金等利子助成金事業のご案内

静岡県トラック協会では、会員事業者が、金融機関から新規に運転資金等（新型コロナウイルス等の感染症対策を含む）を借り入れた場合、運転資金等の利子の一部を協会から助成する事業を実施いたします。

これは、会員事業所の経営基盤支援対策として実施するもので、詳細は下記のとおりですので、是非ご活用下さいませよう宜しくお願いいたします。

記

1. 受付期間 令和2年4月1日～令和3年2月15日

※受付期間中であっても助成申込額が助成予算額に達した時点で終了します。

2. 助成予算 50,000,000円（新型コロナウイルス対策関係20,000,000円を含む）

3. 助成額

助成額は、令和2年4月1日以降に会員事業者が金融機関から新規に運転資金等（新型コロナウイルス等の感染症対策を含む）を借り入れた際の、令和3年3月31日までに支払う利息で、かつ令和2年度を計算期間とした利息（計算期間に令和2年度以降が含まれる場合は、令和2年度支払い利息額を証明できるもの（金融機関発行の書類）に限り助成対象とする）を助成する事とし、上限30万円といたします。（千円未満切り捨て）ただし、利息支払い額が30万円に満たない場合は、その利息額を限度とします。

なお、上記「金融機関」とは、都市銀行・地方銀行・信託銀行・信用金庫・信用組合・商工中金・日本政策金融金庫・県信連・農業協同組合で、県内の本支店による借入りが条件となります。

交付申請は1会員1回限りといたします。

【助成対象とならないもの】

- ① 近代化基金融資による借入れに対する利息
- ② 当座貸越利息
- ③ 全額返済しないまま条件変更等を行った場合の借入れに対する利息※但し、前回融資分を除いた借入額に対する利息額が記載された、金融機関発行の融資計算書を添付する場合を除く。

他の機関で既に利子補給を受けている借入について申請される場合は、支払利息額から利子補給額を差し引いた金融機関発行の融資計算書を添付のうえ申請してください。

4. 助成の条件

以下の条件をすべて満たしていることを必要とします。

- ① 静岡県トラック協会の会員となり、6ヶ月以上経過していること。
- ② 本助成申請時の直近までの会費が完納されていること。
- ③ 社会保険に加入していること。

5. 申請方法

「運転資金等利子助成金申請書」に、下記の書類を添付し静岡県トラック協会総務課（運転資金等利子助成金担当）へ提出ください。（郵送可）

- ① 融資返済予定表等の資金等の借り入れ及び利息額が確認出来る書類の写し
（融資実行日・金融機関名・支店名の記載があるもの）

例：「返済計算書」・「借り入れ明細表」・「返済予定表」など

- ② 厚生労働省年金局発行の直近の「保険料納入告知額・領収済額通知書」の写し
（全従業員加入が条件となりますので、領収金額によってはお問い合わせをさせていただきます。）

- ③ 助成金振込口座の通帳の写し（銀行名・支店名・口座番号・預金種類の確認出来るページ）※当座預金の場合は、③の内容が記載された小切手帳の表紙の写し等

ご不明な点は、静岡県トラック協会総務課（054-283-1910）宛てご連絡下さい。